

仙台市学校給食の概要

- 1 学校給食実施状況
- 2 学校給食費
- 3 衛生管理
- 4 栄養管理
- 5 食育の推進
- 6 食物アレルギーへの対応

| 学校給食実施状況

(I) 学校給食の実施と目標

学校給食の実施 【学校給食法第4条・第5条】

- 義務教育諸学校の設置者

学校給食が実施されるよう努めなければならない

- 国及び地方公共団体

学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない

学校給食の目標 【学校給食法第2条】

- 適切な栄養摂取による健康の保持増進

- 食事に関する正しい理解と判断力

- 望ましい食習慣

- 伝統的な食文化への理解

- 食料の生産・流通・消費への理解 等

| 学校給食実施状況

(2) 学校給食の提供方式

本市の学校給食では、「共同調理場方式」、「単独調理校方式」、「親子方式」の3つの方式により、1日あたり約8万食を提供している。

校種	共同調理場方式	単独調理校方式	親子方式	計
小学校	57校	58校	(親)2校 (子)1校	118校
中学校	51校	12校	(子)1校	64校
特別支援学校		1校		1校
定時制高等学校		2校		2校
中等教育学校	1校			1校
計	109校	73校	4校	186校

※仙台教育要覧より(令和7年5月1日時点)

| 学校給食実施状況

(3) 学校給食提供までの流れ(共同調理場方式)

共同調理場方式

仙台市教育局にて契約した食材納入業者が共同調理場へ食材を納品し、共同調理場で調理した給食を各学校に配達。



| 学校給食実施状況

(4) 学校給食提供までの流れ(単独調理校方式)

単独調理校方式

仙台市教育局にて契約した食材納入業者や学校独自で契約した地域農家が各学校へ食材を納品し、学校で調理した給食を提供。



2 学校給食費

(1) 学校給食に要する経費の負担

経費の負担 【学校給食法第11条】

- 義務教育諸学校の設置者

学校給食の実施に必要な施設整備費、運営に要する経費のうち政令で定めるもの(※)

- 保護者

義務教育諸学校の設置者が負担する経費以外

※ 設置者の負担すべき経費 【学校給食法施行令第2条】

1. 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員の人工費
2. 学校給食の実施に必要な施設の修繕費

2 学校給食費

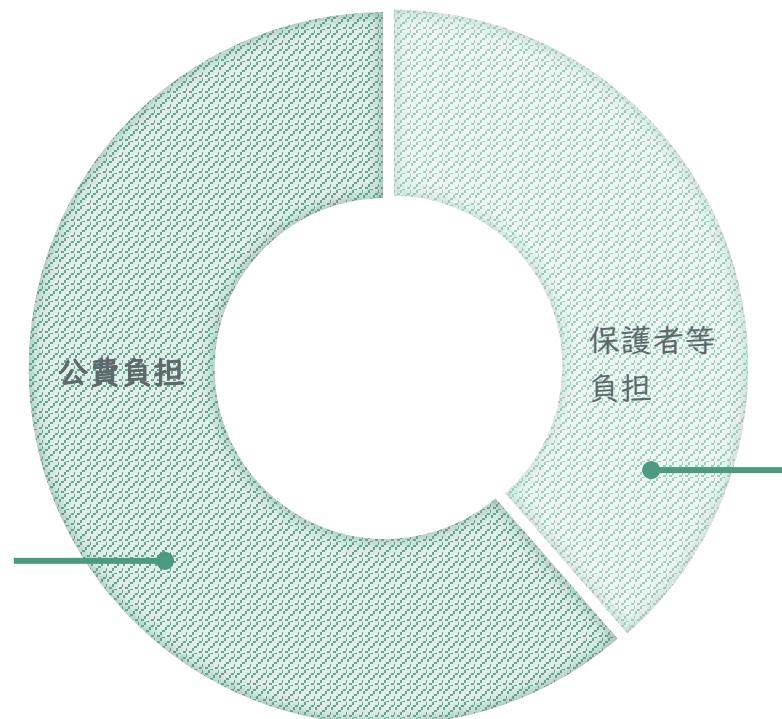
(2) 本市における学校給食に要する年間経費

本市における学校給食に要する年間経費としては、公費負担分と、保護者に負担いただく食材費（1食当たり小学校290円、中学校345円）を合わせると、約121億円の規模となっている。

<学校給食に要する年間経費>



<法令負担区分>
施設整備費、修繕費、人件費
<本市追加負担>
光熱水費、備品費等
約70億円



食材費
約51億円

※公費負担である物価高騰対策分
(約7億円)を含む

※令和6年度決算から算出

2 学校給食費

(3) 本市の学校給食費の推移

校種	炊飯方式	H4	H11	H25	R2~
小学校	委託炊飯 (仙台・泉地区)	205円	225円	245円	290円
	自校炊飯 (宮城・秋保地区)	200円	219円	239円	
中学校	委託炊飯 (仙台・泉地区)	245円	268円	290円	345円
	自校炊飯 (宮城・秋保地区)	240円	263円	285円	

3 衛生管理

(I) 安全・安心を確保する衛生管理の徹底

安全な食材を使用するとともに、文部科学省の衛生管理基準や本市の作業マニュアル等により、衛生的な調理作業を行っている。



食中毒を防止するため、食品が十分に加熱されているか、
中心温度を測定し確認している様子

3 衛生管理

(2) 検査・研修等衛生管理一覧

学校給食施設巡回指導

保健所による衛生管理に関する巡回指導を実施

学校給食用食器具類の細菌検査(随時)

食器具類のふきとり細菌検査及び洗剤残留検査を実施

学校給食施設等定期検査(年3回)

定期的に給食施設、給食設備及びその取り扱い状況、給食従事者の衛生管理並びに検食・保存食の状況、給食用食品等の検収・保管の状況、衛生管理体制、活動状況について検査を実施

日常点検(毎日)

給食従事者・施設設備・食品・調理について、作業前・作業中・作業後に点検を実施

給食従事者の検便(月2回)

定期的に赤痢菌や腸管出血性大腸菌の保菌の有無について検査を実施

給食従事者の衛生管理研修会(年1回)

衛生管理意識及び資質の向上を図るため、研修を実施

学校給食用食品の細菌検査(年2回)

定期的に食品及び調理済食品における大腸菌等の細菌の有無について検査を実施

4 栄養管理

(I) 栄養バランスを考えた学校給食の提供

成長期にある児童生徒の健康の保持増進を図り、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができるよう、多様な食品を組み合わせた献立内容となるよう努めている。

学校給食の献立作成

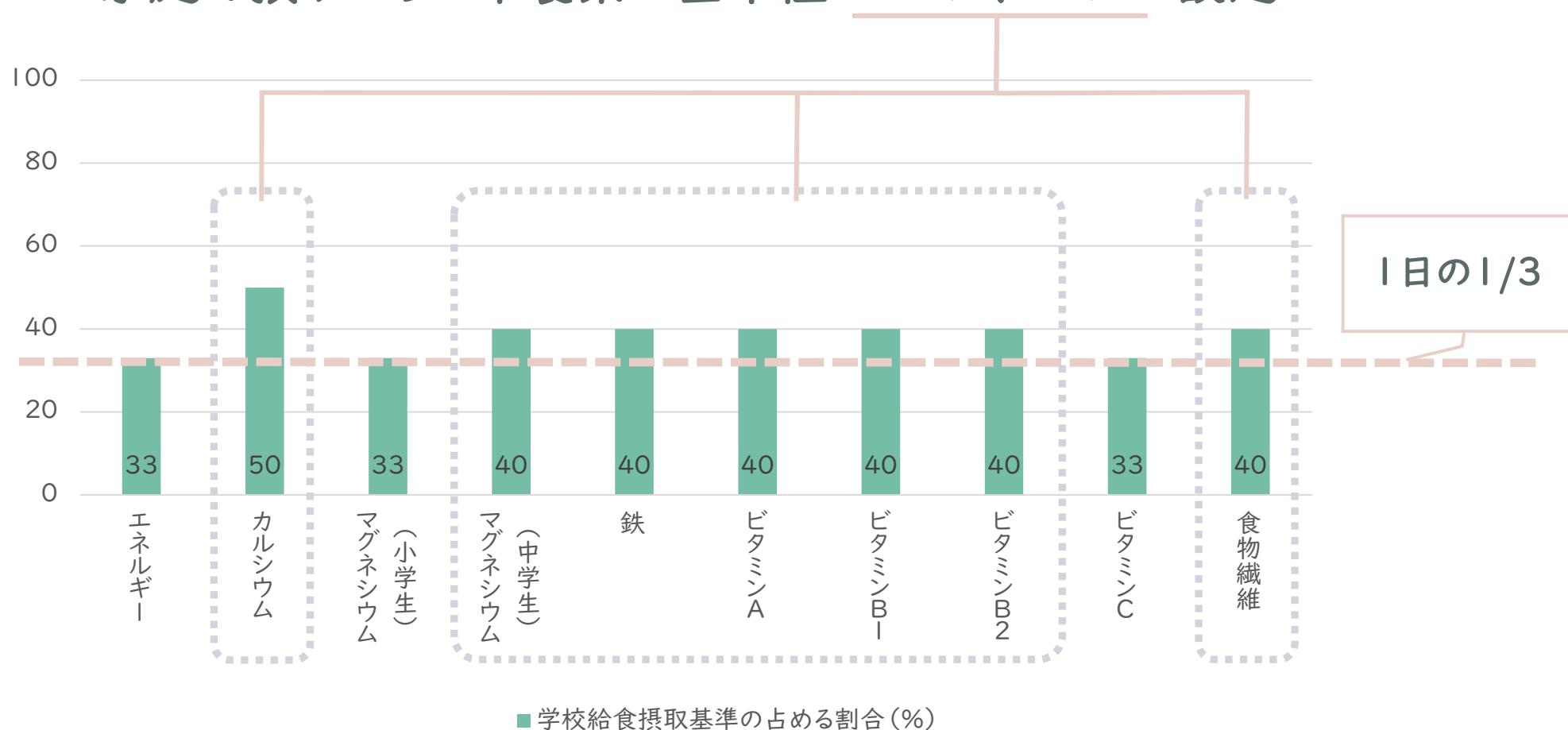
- 学校給食摂取基準の充足及び食育
幅広い食品の使用や多様な調理法を組み合わせた食事内容となるよう「おいしく、楽しい学校給食」の実現に努める。
- 学校給食用の物資の購入
個々の食品を選定する基準として「仙台市食品規格書」を作成し、安全・安心な給食を提供できるよう配慮する。



4 栄養管理

(2) 学校給食摂取基準

- 1日の望ましい栄養量の1/3が基本
- 家庭で摂りづらい栄養素の基準値は40%、50%に設定



※1日の望ましい摂取栄養量は「日本人の食事摂取基準(2020年版)」より

※文部科学省「学校給食摂取基準」(令和3年4月1日施行)の基準値を使用

5 食育の推進

(1)「食育」における学校給食の役割

学校給食は、学校教育の一環であり、「食育」の中心的な役割を担う「生きた教材」である。給食時間における指導に加え、関連教科や特別活動の中で、食や健康に関する学びを取り入れている。



教科等で取り上げた内容に関連した
献立を提供



小学4年生社会「地震からくらしを守る」

5 食育の推進

(2) 発達段階に応じた「食育」

現代は、食生活や生活リズムが乱れやすい環境が多くある。

成長期にある児童生徒が食生活などの正しい理解と望ましい食習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた食生活に関する指導を行うことが重要になってきている。

● 小学校

- ・「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶」等の基本的な生活習慣
- ・食事のマナーの習得
- ・食品の働きや選び方
- ・行事食等の食文化
- ・感謝の心



● 中学校

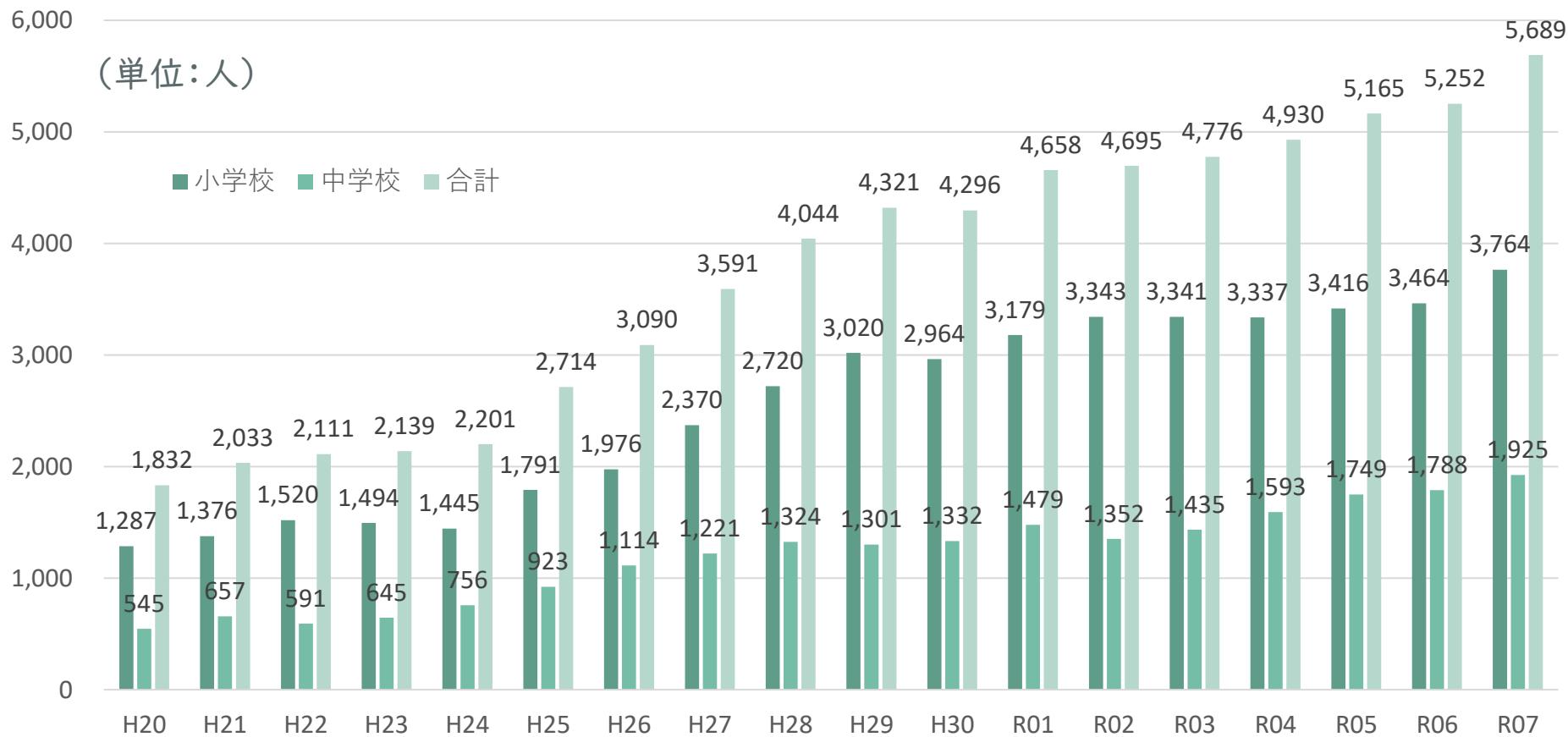
- ・栄養バランスを考えた食事
- ・生産や流通
- ・食文化
- ・感謝の心



6 食物アレルギーへの対応

(I) 食物アレルギーを有する児童生徒数の推移

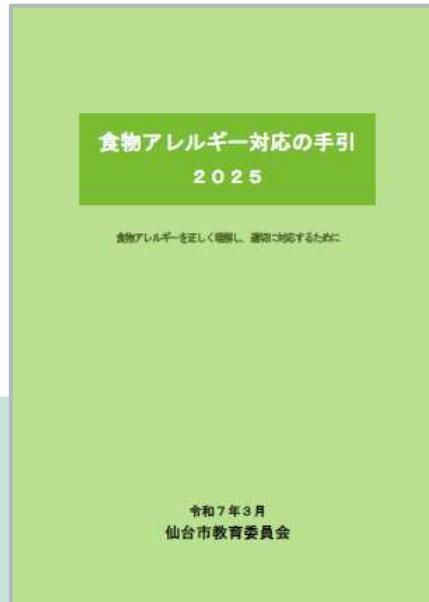
仙台市立の小・中学校の食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にある。



6 食物アレルギーへの対応

(2) 食物アレルギーへの対応状況

食物アレルギーを有する児童生徒が学校生活を円滑に送り、給食時間
を安心して楽しく過ごすことができるよう「食物アレルギー対応の手引」を作成している。各施設では、安全性を確保しながら、可能な範囲で個々の児童生徒の症状に応じた対応を行っている。



食物アレルギー対応の手引と 緊急時対応マニュアル



学校給食センターには
食物アレルギー専用調理室を設置

令和7年度の学校給食の現状

- | 1 今年度の新たな取り組み
- 2 昨年度から継続した取り組み
- 3 学校給食における給与栄養量

| 今年度の新たな取り組み

(I) 公費負担による食材価格の上昇への対応

原油価格や物価の高騰に対して、公費負担により、物価上昇分を1食単価に追加。

校種	条例で定める 1食単価	公費負担分を含めた1食単価	
		令和7年4月～令和7年6月	令和7年7月～令和8年3月
小学校	290円	<u>290円+73円</u> <u>=363円</u>	<u>290円+83円</u> <u>=373円</u>
中学校	345円	<u>345円+87円</u> <u>=432円</u>	<u>345円+98円</u> <u>=443円</u>

※年間の食材料費の予算額を基に、仙台市消費者物価指数(食料)の上昇率を用いて、
令和7年度の増加見込額を算定

2 昨年度から継続した取り組み

(1) 環境保全米の給食への提供・米価高騰対策

「化学肥料」や「農薬」の使用量を通常の半分以下に減らした「環境保全米」を給食で提供。また、米飯学校給食の円滑な推進と支援に取り組む共同事業である「みやぎ米飯学校給食支援方式」に加入。

本市の米飯給食の歴史

昭和56年	市内全小・中学校で米飯給食開始
平成 2年	県内産ササニシキを給食に導入
平成11年	県内産ひとめぼれに変更
平成17年	市内産ひとめぼれ1等米に変更
令和 2年	市内産ひとめぼれ1等米(環境保全米)を2ヶ月間給食に導入
令和 3年	環境保全米の給食提供期間を拡大(2ヶ月⇒5ヶ月)
令和 4年～	環境保全米の給食提供を継続

米価高騰対策

当該支援方式では、冷害や不作によって、市場の米価が高騰した場合に、年度ごとに供給価格の上限を決めているため、上限を上回った分は、宮城県、加入市町村及びJAが各々の負担割合に応じて負担する仕組みとなっている。



これにより、給食提供への大きな影響を避けることが可能となる。令和6年度に、約20年ぶりに実施した(令和7年度も実施予定)。

2 昨年度から継続した取り組み

(2) 学校給食用パンの原料小麦粉の国産化

令和4年4月より、国産小麦を100%使用した学校給食用パンの提供を開始。

令和3年度以前	
アメリカ産・カナダ産・ 国産(宮城県・岩手県産)	70%
宮城県産(夏黄金)	30%



令和4年度から	
北海道産(ゆめちから)	50%
宮城県産(夏黄金)	40%
宮城県産(シラネコムギ)	10%

2 昨年度から継続した取り組み

(3) 地場産物の活用推進

調理当日の早朝の納品が難しいとの地元農家の声を踏まえ、保管専用の冷蔵庫を設置し、調理前日に野菜等を納品するモデル的な取組を実施している。なお、令和7年度は単独調理校3校に当該冷蔵庫を設置した。

令和7年度に冷蔵庫を設置した学校の地場産物使用割合

令和6年11月時点
(実施前)

35.2%



令和7年11月時点
(実施後)

39.8%

今後も地場産物の活用割合等も把握しながら、同様の取組みを広げていけるか検討していく。

3 学校給食における給与栄養量

(I) 栄養量の充実に向けて

- ① 令和3年度の「仙台市学校給食摂取基準」の栄養量はほぼ充足
- ② 令和4年度からの新たな状況の変化への対応

令和4年4月
「仙台市学校給食摂取基準」
改正

中学校の「鉄」等
摂取の工夫

令和3年12月より
新たな「日本食品標準
成分表」に順次対応

小学校・中学校の
「エネルギー(kcal)」
摂取の工夫

燃料価格の高騰等による
食料品の価格上昇

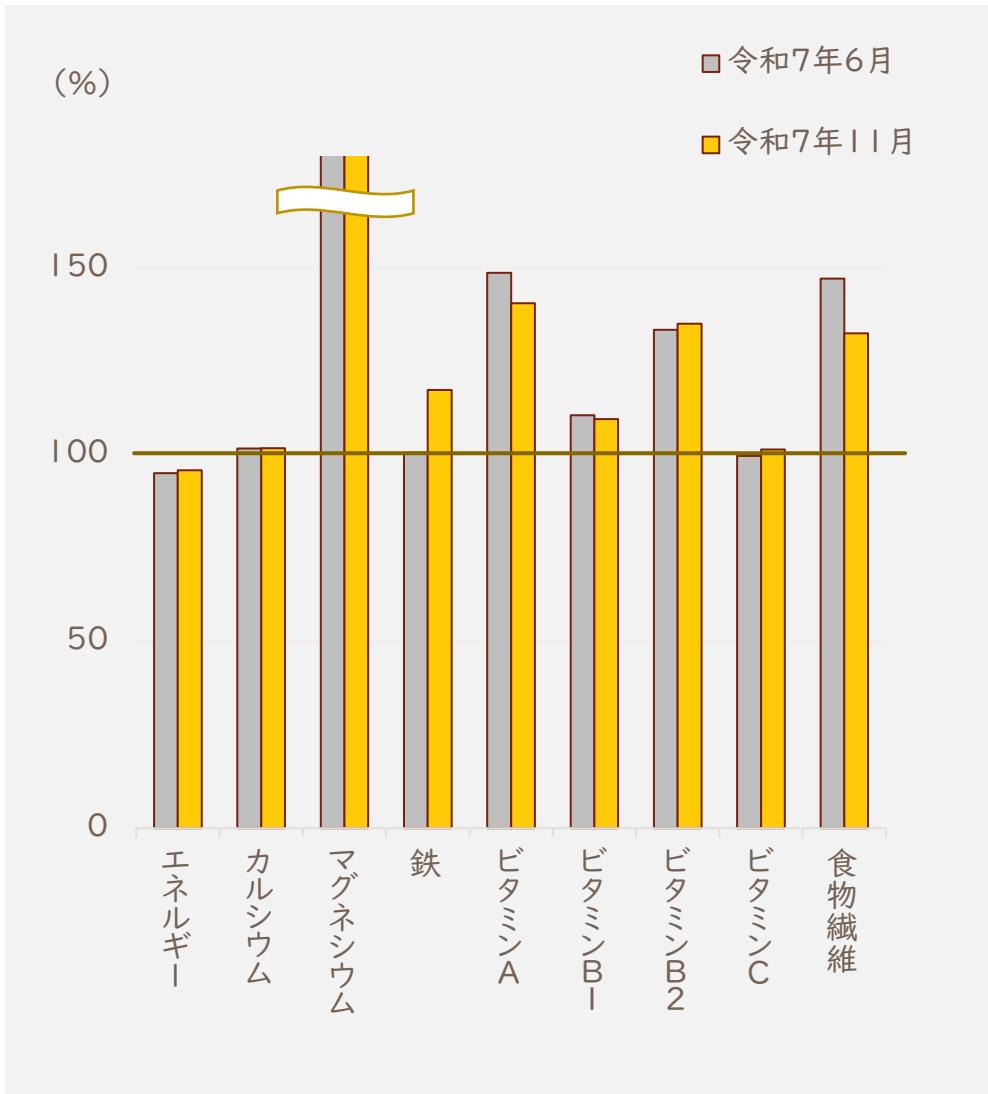
食材の
切り替え等の工夫

栄養量の充実に向けて、より一層の工夫が必要

3 学校給食における給与栄養量

(2) 小学校の栄養量

学校及び給食センターの栄養量の平均値
※年2回(6・11月)実施の栄養管理報告より

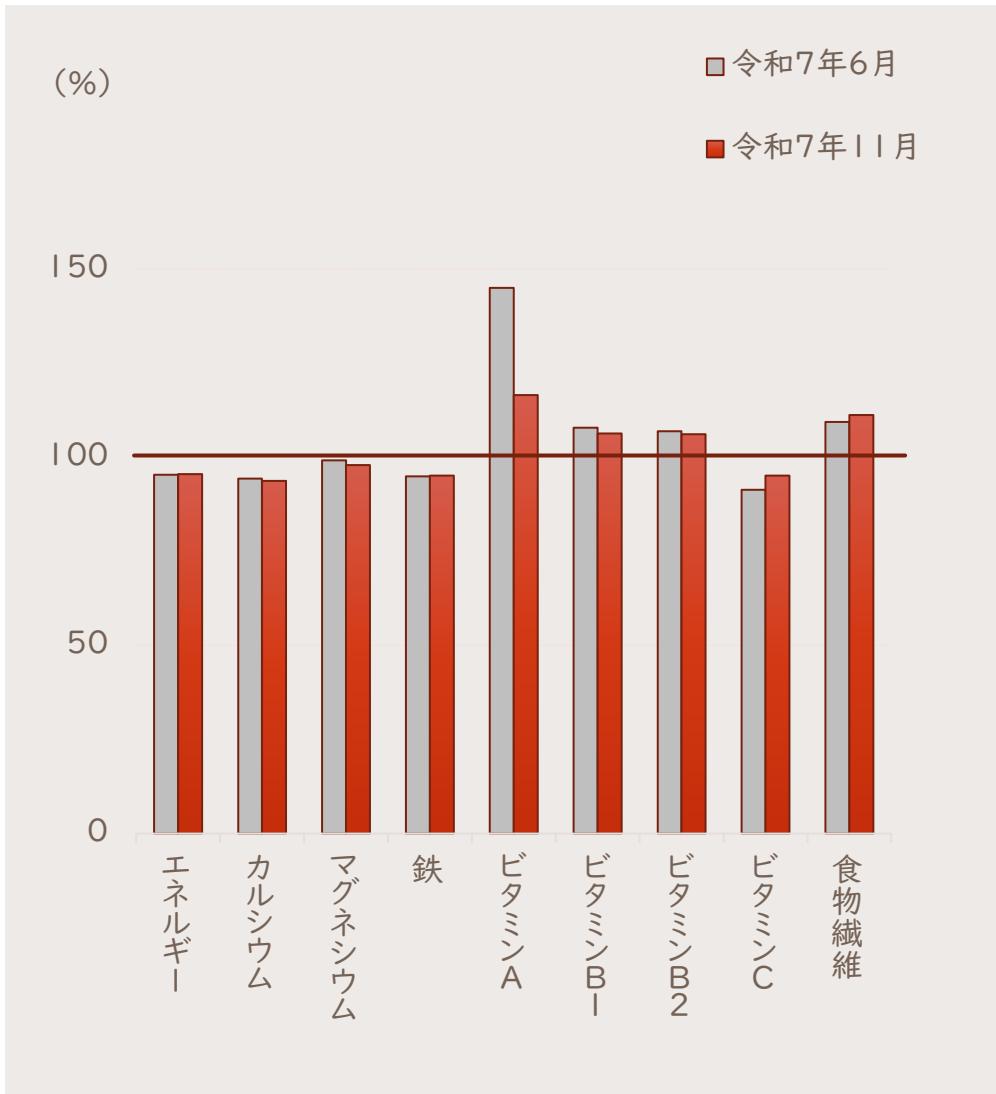


	6月	11月
エネルギー	95.1	95.9
カルシウム	101.7	101.8
マグネシウム	191.4	188.1
鉄	100.6	117.4
ビタミンA	148.7	140.6
ビタミンB1	110.6	109.6
ビタミンB2	133.5	135.1
ビタミンC	99.7	101.4
食物纖維	147.2	132.5

3 学校給食における給与栄養量

(3) 中学校の栄養量

学校及び給食センターの栄養量の平均値
※年2回(6・11月)実施の栄養管理報告より



	6月	11月
エネルギー	95.3	95.5
カルシウム	94.3	93.7
マグネシウム	99.2	97.9
鉄	94.9	95.1
ビタミンA	145.0	116.5
ビタミンB1	107.8	106.3
ビタミンB2	106.9	106.1
ビタミンC	91.3	95.1
食物纖維	109.4	111.2

3 学校給食における給与栄養量

(4) 栄養量の充足結果

果物の不作等により、ビタミンCの確保等が難しい状況であったが、小学校・中学校ともに栄養量がほぼ充足。

小学校の栄養量

(%)

	R6.11	R7.11	前年同月比
エネルギー	97.1	95.9	-1.2
カルシウム	102.7	101.8	-0.9
マグネシウム	190.0	188.1	-1.9
鉄	105.9	117.4	+11.5
ビタミンA	152.5	140.6	-11.9
ビタミンB1	103.5	109.6	-6.1
ビタミンB2	136.4	135.1	-1.3
ビタミンC	100.9	101.4	+0.5
食物繊維	130.9	132.5	+1.6

中学校の栄養量

(%)

	R6.11	R7.11	前年同月比
エネルギー	97.7	95.5	-2.2
カルシウム	98.0	93.7	-4.3
マグネシウム	101.4	97.9	-3.5
鉄	99.4	95.1	-4.3
ビタミンA	129.3	116.5	-12.8
ビタミンB1	112.9	106.3	-6.6
ビタミンB2	106.7	106.1	-0.6
ビタミンC	93.8	95.1	+1.3
食物繊維	109.7	111.2	+1.5



引き続き栄養バランスや量を保った
学校給食を提供できるよう工夫していく



小学校における学校給食費の完全無償化について

1 学校給食費の概要

- 現在、本市の学校給食費については、食材料費相当分を保護者負担とし、これを原資に食材調達を行っている。
- 本市の学校給食費（保護者負担額）は、令和2年4月から現行の水準となっているが、近年の食材料費の大幅な上昇を受け、令和4年度以降、物価高騰分を別途予算措置のうえ、必要な栄養価の確保等に対応している。

【参考】校種ごとの1食単価（保護者負担額+物価高騰分に係る公費負担額）

	現行の保護者負担額	物価高騰分を含めた1食単価
幼稚園	280 円	363 円 (+83 円)
小学校	290 円	373 円 (+83 円)
中学校・高校	345 円	443 円 (+98 円)

※ () 内は、令和7年6月補正後の物価高騰分に係る公費負担額。

なお、昨今の物価動向を踏まえ、令和8年度においては1食単価をさらに増額したうえで、当初予算案に反映。

2 本市の方針等

- 学校給食費の無償化については、令和7年2月、国において、まずは小学校を念頭においた無償化の方針が示され、同年12月19日に文部科学省から各都道府県・政令指定都市の教育委員会宛て、正式な決定通知が発出されたところである。
- 国による「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」の内容を踏まえると、国等から交付される金額（公立小学校を支援対象とする）は、本市の必要額を下回るが、子育て支援といった目的に照らし、不足分を本市が独自に措置することにより、令和8年4月から小学校及び特別支援学校（小学部）での完全無償化を実施することとしたもの。